

令和元年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和元年7月10日（水曜日）
午前10時00分 開会

会計補正予算（第2号）

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市長就任の宣誓
- 第6 所信表明
- 第7 報告第11号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第12号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第13号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第14号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第15号 定期監査報告
- 第12 報告第16号 株式会社美唄ハイテク
センターの経営状況説明書提出の件
- 第13 議案第30号 美唄市特別職の職員の
給与に関する条例の一部改正の件
- 第14 議案第31号 美唄市火災予防条例の
一部改正の件
- 第15 議案第32号 美唄市災害弔慰金の支
給等に関する条例の一部改正の件
- 第16 議案第33号 美唄市へき地保育所条
例の一部改正の件
- 第17 議案第34号 財産購入の件（美唄国
設スキー場圧雪車）
- 第18 議案第35号 美唄市森林環境整備基
金条例制定の件
- 第19 議案第36号 美唄市字の名称及び区
域変更の件
- 第20 議案第37号 令和元年度美唄市一般

◎出席議員（14名）

議長	金子 義彦 君
副議長	桜井 龍雄 君
1番	伊藤 真久 君
2番	森 明人 君
3番	齋藤 久美夫 君
4番	山上 他美夫 君
5番	山崎 一広 君
6番	川上 美樹 君
7番	楠 徹也 君
8番	松山 教宗 君
9番	本郷 幸治 君
10番	紫藤 政則 君
12番	谷村 知重 君
13番	小関 勝教 君

◎出席説明員

市長	板東 知文 君
総務部長	福地 英敏 君
市民部長	松田 公史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	高橋 英雄 君
経済部長	東 貴弘 君
都市整備部長	米澤 勝 君
市立美唄病院事務局長	今澤 清隆 君
消防長	相馬 一司 君
総務部総務課長	村上 孝徳 君
総務部総務課長補佐	平野 太一 君

教育委員会教育長職務代理者	高橋 泰浄 君
教育委員会教育部長	森川 治 君

選挙管理委員会委員長	高田 豊 君
------------	--------

選挙管理委員会事務局長 伊 藤 和 広 君

農業委員会会長 今 田 邦 彦 君

農業委員会事務局長 高 田 裕 二 君

監 査 委 員 後 藤 樹 人 君

監査事務局長 根 布 忠 幸 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 村 谷 昌 春 君

次 長 門 田 昌 之 君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 ただいまより、本日をもって招集されました令和元年第2回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3 番 齋藤久美夫議員

4 番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より7月23日までの14日間とし、うち11日ないし16日、19日ないし22日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、市長就任の宣誓に入ります。

市長。

●市長板東知文君(登壇) 市長就任にあたり、美唄市まちづくり基本条例第18条第1項の規定に基づき、宣誓を行います。

宣誓、

私は、市民の信託を受けた市長として、その重責を深く認識し、

主権が国民にあることを定めた

日本国憲法を尊重するとともに、

美唄市まちづくり基本条例及び

美唄市長の政治倫理に関する条例を遵守し、

地方自治の推進と市民福祉増進のため、

公平・公正かつ誠実に職務を遂行することを

ここに誓います。

令和元年7月10日

美唄市長 板東知文
どうぞよろしくお願いいたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、所信表明に入ります。

市長。

●市長板東知文君（登壇） 令和元年第2回市議会定例会の開会にあたり、市政運営についての所信を述べさせていただきます。

このたび、私は、先の市長選挙におきまして、市民の皆さんの厳粛な負託を受け、第19代美唄市長として、市政にあたらせていただくことになりました。

美唄の未来を創っていく上で、地域社会が厳しさを増しているこの時期、市政を預かる責任の重さに、身の引き締まる思いでございます。

私は、生まれ育った美唄が大好きであります。

雄大な石狩平野に位置し、明瞭な四季が織りなす自然の美しさは、何物にも代え難い貴重な財産であります。

美唄市は、経済的指標で見ると、依然として厳しい環境の中にありますが、豊かさの物差しを変えてみると、この北の地は多くの可能性を秘めた「希望の土地」なのです。

美唄は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史、産業、ともに支え合う絆など、個性と可能性に満ちたすばらしいまちです。

これからの時代は、美唄の暮らしに根ざした「本物が息づくまちづくり」に地道に取り組むことが、新たな時代の豊かさにつながるものと思います。

人と自然が織り成す、このすばらしいまち

美唄は、私にとって誇りであります。

美唄に生きる市民の皆さんの目線に立って、「美唄に暮らす喜びと誇り」をともに創り上げていきたいと決意しております。

このたびの選挙では、多くの市民の皆さん、企業、団体、そして他の候補者の方々の考えを伺ったところであります。

私は、このようなまちづくりへの思いを、市政に反映すべきものは謙虚に取り入れてまいりたいと考えております。

今後、市民の皆さんが主役であること、公平・公正であること、また常に市政の先頭に立つことを心掛け、全力で取り組む決意であります。

市議会議員の皆さんはもとより、経済・産業団体、労働団体、教育、福祉などさまざまな団体との話し合いを通じて、多くの方々の声に耳を傾け、信頼関係を築きながら、市民の皆さんの思いに応え、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

まちづくりは、「市民の、市民による、市民のための政治」が基本であります。

地方自治は、民主主義最後の砦ともいわれておりますが、そこには3つの原則があります。

その第1は、政治は「市民の政治」でなければならないということであります。

その第2は、政治は「市民による政治」として行わなければならないということであります。

その第3は、政治は「市民のための政治」を目標としなければならないということでもあります。

市民の皆さんが主役ということは、市民の

皆さんが主権者であるということであり、これは日本国憲法前文にうたわれている政治の根本不変原理であります。

私は、このような基本姿勢により、少子高齢化、人口減少、格差といった地域の課題に全力で取り組み、市民の皆さんの力によって、美唄らしい未来を切り拓いていく決意であります。

そのため、私は、次の5点を柱として、施策の推進にあたってまいります。

第1点は「市民が主役のまちづくり」についてであります。

はじめに、情報共有と市民参加による住民自治をすすめてまいります。

このため、「美唄市まちづくり基本条例」に基づき、市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりを推進してまいります。

次に、暮らしに根ざした行財政改革をすすめてまいります。

このため、中期財政運営基本方針や公共施設等総合管理計画を見直すとともに、職員の定員適正化計画を策定し、長期的展望に立った市民本位の行財政改革を推進してまいります。

さらに、性別や年齢に関係なく、誰もが活躍できるまちづくりをすすめてまいります。

このため、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を推進してまいります。

第2点は、「ともに支えあい、分かち合うまちづくり」についてであります。

はじめに、誰ひとり置き去りにしない、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめてまいります。

このため、持続可能な地域社会の実現を図

るため、「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づき、誰ひとり置き去りにしない、安心して生き生きと暮らすことのできる、地域福祉をすすめてまいります。

次に、しっかりとした将来の見通しのもとに、医師会や市民の皆さんとの合意形成を図り、美唄にふさわしい病院建替え計画を策定してまいります。

このため、計画策定にあたっては、広域的な医療資源を積極的に活用し、超高齢社会、人口減少社会に対応できる地域包括ケアシステムの確立につとめるとともに、身近にあって、何でも相談にのることができる総合的な医療、プライマリ・ケアの充実をめざしてまいります。

さらに、通院バスなどの日常生活を支える交通手段の確保に向けた、関係機関との必要な取り組みを進めてまいります。

第3点は「いのちを育む食と農のまちづくり」についてであります。

はじめに、農業と商工業の連携をすすめ、食と農のまちづくりをすすめてまいります。

このため、食による農商工連携をすすめ、雇用の創出、新産業の展開を促進するとともに、農業と地元企業をしっかりと支えてまいります。

次に、農泊による都市と農村の交流など、食文化による地域の活性化とともに、農地の整備による生産基盤の強化とスマート農業をすすめてまいります。

このため、都市と農村の交流による地域産業の再生とともに、農業基盤整備を推進し、生産基盤の強化を図ってまいります。

第4点は「地域資源を活かしたまちづくり」

についてであります。

はじめに、美唄らしい観光地域づくりと中心市街地の活性化をすすめてまいります。

このため、美唄ならではの魅力を発揮し、オール美唄体制による地域資源を活かした観光地域づくりと中心市街地の活性化をすすめ、インバウンドツーリズムなど、新たな市場の開拓、雇用の確保、所得の向上につとめてまいります。

次に、若者の移住定住促進により、地域づくりの担い手の育成・確保をすすめてまいります。

このため、美唄市応援団づくりに向けた、交流人口、関係人口、定住人口の拡大をすすめてまいります。

さらに、雇用の創出や災害対応などの地域貢献を担う地元企業の支援をすすめてまいります。

このため、企業誘致型から地元企業支援型に必要な条例改正を行うなど、地元企業の支援につとめてまいります。

第5点は「地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり」についてであります。

はじめに、地元の暮らしを学ぶ農業体験学習や学校給食の充実をすすめ、地域の未来を担う子どもたちの生きる力を育てまいります。

次に、栄幼稚園の存続と小中学校と一体となった生涯学習センター構想をすすめてまいります。

さらに、文化芸術の創造性を活かしたまちづくりと生涯スポーツをすすめてまいります。

このため、多様な地域文化の創造をめざす北海道文化財団とも連携しながら、安田侃彫

刻美術館アルテピアッツァ美唄の彫刻作品を中心とする、彫刻文化を基軸にすえた文化都市・美唄づくりをすすめてまいります。

以上、市政運営につきまして、私の所信を述べさせていただきました。

私は、生まれ育った美唄で、多くの方々に支えられながら、今日まで暮らしてきました。

振り返れば約130年前の明治時代、屯田兵が入植され、荒涼した大地に、開墾の鋤を下ろし、約70年前の昭和時代では、敗戦後の殺伐とした社会の復興に尽くしました。

そして、令和元年、私たちには、新たな時代のもとで、これまで培ったかけがえのない地域の力を発揮し、どんなに少子高齢化や人口減少があっても、ともに支え合い、分かち合いながら暮らしていける地域をつくるという「第三の挑戦」が求められています。

今、われわれの生活は、度重なる困難を克服してきた先人の汗と涙の結晶によって成り立ち、支えられています。

この美唄を、すべての市民が元気で安心して暮らせるまちとして、次代に引き継ぐことが、私に課せられた使命であります。

そして、公正性、公平性、透明性を基本に、まず何よりも私自身が、日本国憲法をはじめとする法令を遵守し、常に誠実に市政を運営していくことによって、市役所が市民の信頼に応えられる組織となるよう取り組んでまいります。

地域の課題を解決し、「市民が主役のまちづくり」をすすめていくためには、常に市民の皆さんの声に耳を傾け、実直に対話を重ねていかなければなりません。

また、地域社会は、「新しい命」の健やかな

成長があつてこそ成り立つものであり、だからこそ、子どもは「地域の宝」であり、美唄の未来・希望そのものといえます。

「愛されれば、その子は人を愛する人になる。社会に愛されれば、その子は社会を支える大切な人になる。自然に愛されれば、その子は自然を支える大切な人になる」といわれております。

少子高齢化や人口減少、さらには格差が急激に進む今、私としては、この美唄を故郷とする子どもたちの命に寄り添うことに力を尽くし、美唄の未来づくりに全力をあげて取り組んでまいります。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんにおかれましては、今後の市政運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、市長就任の所信表明といたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、報告第11号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第15号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって報告第11号ないし報告第15号の以上5件を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第12、報告第16号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって報告第16号を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第13、議案第30号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件ないし日程の第19、議案第36号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第30号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、厳しい財政状況が見込まれる中、長期的展望に立った行財政運営を行っていくため、私の給料月額削減を行うことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第31号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の制定における「工業標準化法」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されたことに伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項の見直し、その他関係規定について所要の整備を図るため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第32号美唄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定における「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が一部改正さ

れたことに伴い、災害援護資金の貸付利率や償還方法、保証人について見直すため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第33号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法施行令」が一部改正されたことに伴い、3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児について保育料を無償化するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第34号財産購入の件であります。

本件は、スキー場圧雪車を、議案記載のとおり購入しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第35号美唄市森林環境整備基金条例制定の件であります。

本件は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則」が制定されたことに伴い、私有林人工林面積、林業就業者数、人口の基準により森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与されることから、今後の森林整備を推進するため森林環境整備基金を設置し、条例を制定するものであります。

次は、議案第36号美唄市字の名称及び区域変更の件であります。

本件は、農地整備事業（経営体育成型）大富第1地区の換地処分に伴い、事業区域に所在する名称の異なる字の区域を同一字の名称に変更するため、地方自治法の規定により議

会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 ただいま提案理由の説明がありました議案第30号ないし議案第36号の以上7件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

これより、議案第30号ないし議案第36号の以上7件について、一括大綱質疑を行います。

10番、紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 私は、議案第30号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、市長にお伺いをしたいと思います。

その前に、初めてこのような場でお会いをすることになりまして、激烈な選挙戦、当選おめでとうございます。これからも活躍を期待したいと思います。

中身に入りますが、先ほど提案理由の説明がございました。

改正の趣旨については、厳しい財政状況と長期展望の行財政運営、このようなことに言及されました。私は、この給与の削減というのが、これをきっかけに、特別職のお二人はまだそこに座っていませんが、そういう特別職や、そこにおられる部長さんや一般の市の職員の皆さん、さらには市民生活、市民の負担増、サービスの低下等、財政の健全化に向けた1つのきっかけととらえる人もいるし、ひょっとしたらそうなのかなという気が実はしているのです。

また一方、市長はこの4年間、身を引き締めて、自ら身を切る覚悟で、何かにさらに拡大をするという趣旨よりも、自ら律しようと

いうことを市民の皆さんに明らかにする、このような考え方もあるわけで、私は、後者の方をぜひとりたいです。

といいますのは、さまざまなこれからの美唄の環境、先ほどの所信表明にもありましたが、どなたが市政を預かる責任者になっても、厳しい環境というのはあるわけでありまして、だからこそ、市民の皆さんが共に悩み、考えて結論を出すということにもっていかなければ、誰かが、どなたかがやるということになってしまう。依存のためのまちづくりということになるわけでありまして、そのようなことからしますと、この給与の削減が、今、国政選挙をやっておりますけれども、「消費税を上げるために、国会議員の歳費を削減するべきだ」ということを主張している政党もあるわけですが、そのようなことにならないような削減であってほしいと思うわけです。

その辺、市長の真意をぜひお聞かせいただきたい。本来ですと、常任委員会に付託をされて、その中で議論をするわけですが、これは、市長が直接、提案の発生源だと思うのです。このような場でなければお聞きできませんので、ぜひ、ご答弁をいただきたいと思います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の私の給料月額の削減につきましては、私自身が、市政の先頭に立って全力で取り組む姿勢を示すものであります。

現時点では、一般職員の給与削減や市民の皆さんへの負担増につながるようなことは考えていないところでございます。

そのため、健全な財政運営につきましては、今後、見直しを予定している中長期財政運営基本方針をもとに、長期的な財政推計を策定するなど、持続可能な自治体運営に今後とも努めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第30号及び議案第31号の以上2件は総務・文教委員会に、議案第32号ないし議案第36号の以上5件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第20、議案第37号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました議案第37号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条債務負担行為、第3条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ5,979万8,000円を増額補正し、補正後の予算総額を155億7,386万円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、整備から8年を経過しているFAXシステム機器の更新を行う「行政情報化運用事業」を計上いたしました。

また、法に基づく森林環境譲与税の本年度譲与予定額の一部について、新たに創設する「美唄市森林環境整備基金」へ積み立てる「基金積立金」を増額計上いたしました。

民生費には、国が少子化対策の1つとして本年10月から実施する「幼児教育・保育無償化」による、保育を必要とする児童の保育料無償化にあたり、必要なシステム改修等の事務を行う「幼児保育無償化実施事業」を計上いたしました。

また、本年10月からの消費税率引き上げにあたり、子どもの貧困対策として、未婚のひとり親の児童扶養手当受給者に対して臨時・特別給付金を給付することに伴う通知文書発送や申請受付等の事務を行う「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業」を計上するとともに、法改正により令和3年1月から必須となる「健康管理支援事業」の円滑な実施に向けた準備事業を行う「生活保護事務」を増額計上いたしました。

農林費には、排水機場において、記録的な大雪により損害を受けた建屋の外壁及び屋根を原状復旧する「排水機場整備事業」を計上いたしました。

また、法に基づいて所有者から委託を受けた森林の整備や、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進等を図るための、森林の経営管理集積計画の策定及び所有者への意向調査を行う「林業振興一般管理事務」を増額計上いたしました。

土木費には、小中学生の通学路線について、凍上の影響により想定を超える路面損傷が融雪後に確認されたため、緊急に舗装の打替等を行う「道路維持管理事業」を計上いたしま

した。

同じく、市道の道路中心線等について、大雪に伴う除雪回数の増等起因する消失が融雪後に確認されたため、区画線の敷設を行う「交通安全施設整備事業」を増額計上いたしました。

教育費には、国が少子化対策の1つとして本年10月から実施する「幼児教育・保育無償化」による、幼稚園に在籍する園児の保育料無償化にあたり、保護者への通知等の事務を行う「幼児教育無償化実施事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、諸収入、市債、地方譲与税、繰越金をそれぞれ増額補正し財源対応いたしました。

第2条債務負担行為の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「行政情報化運用事業」の実施に伴い、債務負担行為に定める限度額を減額するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「道路維持管理事業」について、事業の実施に伴う財源として「過疎地域自立促進事業債」870万円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第37号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第37号について大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

伊藤真久議員 森明人議員、
齋藤久美夫議員 山上他美夫議員
山崎一広議員 川上美樹議員
楠徹也議員 松山教宗議員
本郷幸治議員 紫藤政則議員
桜井龍雄議員 谷村知重議員
小関勝教議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長金子義彦君 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時38分 散会

